# **公立放課後児童クラブ利用料**のお支払いは<br>**口座振替**の手続きが必要です

## ■口座振替する料金

放課後児童クラブ利用料、スポーツ安全保険加入掛金

## ■利用できる金融機関

山陰合同銀行、鳥取銀行、島根銀行、ゆうちょ銀行
倉吉信用金庫、鳥取信用金庫、中国労働金庫、鳥取中央農業協同組合

## ■申込方法

下記のいずれかの方法で申し込み手続きをしてください。

**（１）口座振替依頼書を放課後児童クラブへ提出する**

・入会申込書類とあわせて利用される児童クラブへ提出してください。直接、金融機関へ持込することはできません。
・申込者控えはありませんので、必要な場合は、事前に写しをとってください。

**（２）インターネットから口座振替を申し込む**

・山陰合同銀行または鳥取銀行の口座をお持ちの方は、下記の QR コードから、簡単に手続きすることができます。
・利用される児童クラブへは、インターネットから申し込む旨をお伝えください。

＜山陰合同銀行＞　　＜鳥取銀行＞

【注意事項】

・キャッシュカードが発行された普通預金口座に限ります。
・メールの受信拒否設定をされている場合、メールを受信できるよう、あらかじめ設定をお願いします。
（山陰合同銀行：～@gogin.co.jp　鳥取銀行：～@tottoribank.co.jp）
・口座変更等の手続きはサービス対象外ですので、紙面で申込みをしてください。

## ■その他

（１）口座振替日…毎月 26 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）
※利用された月の利用料を翌月に振替します。　例： ４月利用料… ５月 26 日
※振替不能となった場合は、次回に上乗せして振替します。
（２）問い合わせ…記入方法等でご不明な点は、担当課へお問い合わせください。

【担当課】倉吉市健康福祉部子育て支援局こども支援課　TEL：0858-22-8100